

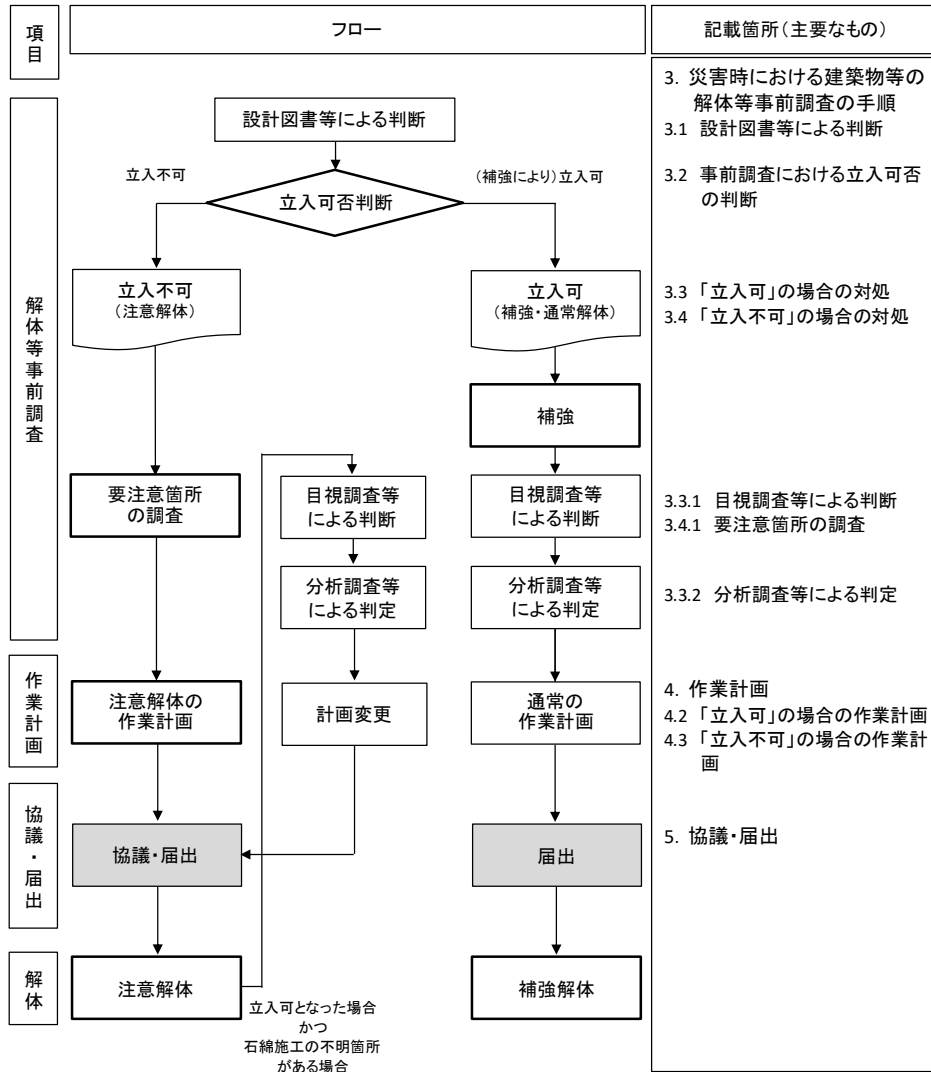
第5章 調査・計画・届出

1.	本章の概要
2.	解体等事前調査の位置付けと災害時の留意事項 解体等事前調査の義務 被災による障害と対応
3.	災害時における解体等事前調査の手順 設計図書等による判断 解体等事前調査における立入可否の判断 「立入可」の場合の対処 目視調査等による判断 分析調査等による判定 「立入不可」の場合の対処 要注意箇所の調査 木造家屋の解体等事前調査における留意点 木造家屋における石綿含有建材の施工箇所等 一般家屋の解体等事前調査における調査票の様式例
4.	作業計画 作業計画について 「立入可」の場合の作業計画 「立入不可」の場合の作業計画(「注意解体」の作業計画)
5.	協議・届出 協議 届出
6.	解体等工事発注時の留意事項
7.	法令等抜粋(参考)

1. 本章の概要

建築物等の解体等工事の受注者又は自主施工者は、被災建築物等の解体等を行う際は、立入可否判断を行った上で、石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、作業計画を策定する。また、調査の結果特定建築材料が使用されていた場合は、大気汚染防止法、石綿障害予防規則に基づく届出が必要となる。「注意解体」を実施する場合には、届出に先立ち、届出先行政機関との協議を実施する。

解体までの流れとマニュアルの記載箇所を図5.1に示した。



- 備考 1) ■は特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材）が使用されている場合を対象とし、使用されていない場合は不要。
- 2) 石綿含有成形板等（レベル3建材）が使用されていた場合、大気汚染防止法の届出は不要だが、石綿飛散・ばく露防止対策を実施すること。
- 3) 木造家屋にも石綿含有成形板（レベル3建材）が使用されている可能性が高いことから、木造家屋を注意解体する場合には、これらが使用されているものとみなして散水等の飛散防止措置を実施しながら解体する。特定建築材料が見つかった場合は、工事を中断し、特定建築材料が使用されている場合の対応（協議・届出）を行うこと。

図 5.1 解体等事前調査・計画・届出・解体の流れ

2. 解体等事前調査の位置付けと災害時の留意事項

2.1 解体等事前調査の義務

【基本方針】

建築物等の解体等工事の受注者又は自主施工者は、事前に特定建築材料（吹付け石綿及び石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材）並びにその他の石綿含有建材（レベル3建材）の使用の有無について調査を行わなければならない。

【解説】

建築物等の解体等工事の受注者又は自主施工者は、大気汚染防止法第18条の17の規定に基づき、解体等工事が特定工事（特定粉じん排出等作業（特定建築材料が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業）を伴う建設工事）に該当するか否かについて事前調査を行わなければならない。

また、調査結果は、必要事項を記載した書面により工事発注者に説明しなければならない。

さらに、石綿障害予防規則第3条第1項においては、特定建築材料のほか、すべての建築材料について石綿の有無を「事前調査」する義務がある。なお、事前調査は、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと」とされている（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針 平成26年3月 厚生労働省）。厚生労働省通達（平成24年5月9日基発第0509第10号。一部改正平成26年4月23日基発0423第7号）においては、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」には、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年7月30日公示）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者及び（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者が含まれることとされている。

【参考】

平常時における事前調査結果報告書の例を参考資料3に示す（「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.10版] 付録Ⅳ. 事前調査の結果報告書(モデル様式)」(平成29年3月 厚生労働省))。

2.2 被災による障害と対応

【障害の発生と除去】

被災時は、設計図書等の紛失、あるいは建築物等の倒壊・損壊により内部への立入が困難となり、事前調査が実施できないおそれがある。解体等事前調査は、原則としてこれらによる影響を最小化した後に実施する。

【解説】

災害時に建築物等の解体等事前調査を行う場合には、以下の対応が必要となる。

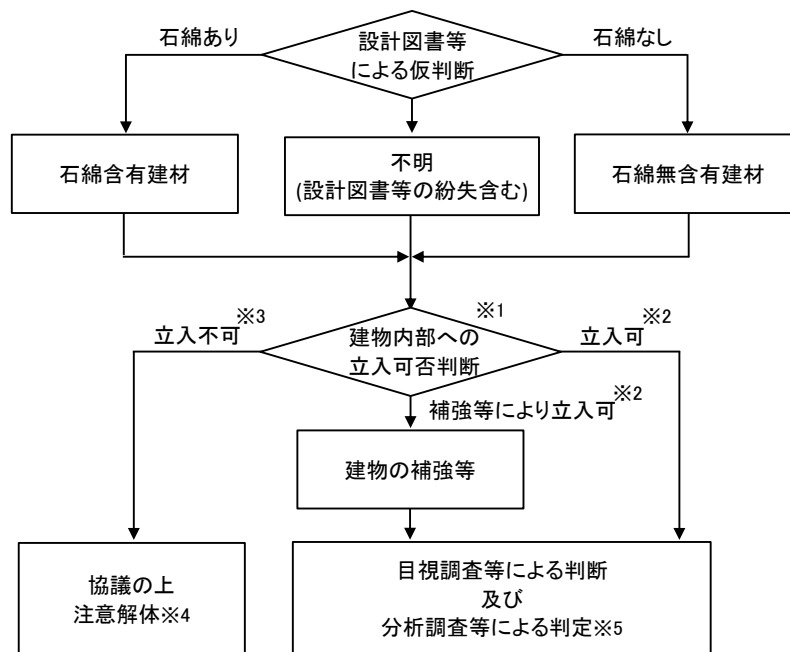
- (1) 設計図書等による判断が困難な場合は、建築物等の設計者、施工者、管理会社等

関係者に石綿使用情報の提供を依頼する。建築年代や同様の施工を行った建物等の情報から、石綿使用を推定できる可能性がある。

- (2) 建築物等の倒壊・損壊による危険性の増大や物理的障害がある場合は、建物の補強や周囲の建築物等の解体・撤去により建築物等への立入が可能となることがある。阪神・淡路大震災の際には、危険を除去するために補強を行った結果、立入が可能になったケースも見られた。
- (3) 特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等（『表 5.4 石綿の飛散防止に関する要注意箇所』参照）において、障害の除去が困難で、特定建築材料の有無が明らかとならなかった場合には、石綿があるものとみなして、作業計画・協議・届出・解体を実施する。

災害時における解体等事前調査フロー、障害及び留意点を図 5.2 に示す。

なお、木造家屋の解体等事前調査については、『3.5 木造家屋の解体等事前調査における留意点』を参照。



※1	<p>建物内部への立入可否判断</p> <p>「立入可」、「補強等により立入可」、「立入不可」に区分する。</p> <p>なお、同一建築物において立入可能な場所と立入困難な場所が存在する場合がありますため（例：家屋の西側部分は倒壊したが、東側部分は被害が少ない状態等）、立入可否判断する際は、被災の程度に応じて場所ごとに区分し、検討すること。</p>
※2	<p>「立入可」、「補強等により立入可」</p> <p>現状のままあるいは補強等の実施により目視調査等が可能であるもの。</p>
※3	<p>「立入不可」</p> <p>損壊が著しく、補強等の実施が極めて困難な場合や、倒壊等によって人の入るスペースが無くなった状態等を示している。</p>
※4	<p>「注意解体」</p> <p>被災により建築物等のすべて又は一部について「立入不可」と判断した場合、「立入不可」となる範囲における解体は「注意解体」とする。</p> <p>特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等（『表 5.4 石綿の飛散防止に関する要注意箇所』参照）の「注意解体」では、大気汚染防止法の届出（※大気汚染防止法施行規則別表第7の3の項の作業に該当）に先立ち事前に協議を行う。</p> <p>特定建築材料が使用されている可能性の少ない木造家屋の「注意解体」では、石綿含有成形板等（レベル3建材）が使用されている建築物とみなして散水等の飛散防止措置を講じた上で解体する。</p>
※5	<p>石綿が使用されているかの判断は、設計図書の有無にかかわらず、被災による障害を除去した後、必ず目視調査等による判断及び、必要に応じ分析調査等による判定を実施する。</p>

図 5.2 災害時における解体等事前調査フロー、障害及び留意点

3. 災害時における解体等事前調査の手順

3.1 設計図書等による判断

【実施事項】

解体等工事受注者又は自主施工者は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル 2014.6（環境省水・大気環境局大気環境課）」等を参考に、設計図書及び維持管理記録等により石綿の有無を確認する。

【解説】

解体等事前調査については、大気汚染防止法施行規則では特定建築材料を対象としているほか、石綿障害予防規則ではすべての石綿を対象としている。

設計図書等の書面から、表 5.1 の事項等について確認し、石綿の使用の有無を判断する。

設計図書等には、石綿・アスベストと明記されている場合もあるが、一般名や通称名、さらには「スプレエース」、「リンペット」のように商品名で記されている場合もあるため注意すること。

表 5.1 確認事項

1.	建材の分類（吹付け材・保温材等・成形板等）
2.	建材の種類（吹付けロックウール、けい酸カルシウム板、石膏ボード）等
3.	施工場所（施工箇所、面積、厚さ）等
4.	施工時期（製造時期）
5.	商品名及びメーカー

参考図書を表 5.2 に示した。

また、国土交通省と経済産業省により開設されている石綿（アスベスト）含有建材データベース Web 版 (<http://www.asbestos-database.jp/>) では、インターネット上での検索が可能である（商品名等で検索して結果が表示された建材については、石綿を含有していると判断できる。一方、結果が表示されなかった場合には必ずしも「石綿なし」とは言えないことに注意）。

災害の影響による設計図書等の紛失があった場合には、『2.2 被災による障害と対応』により対応する。

なお、石綿が使用されているかの判断は、設計図書等による判断だけではなく、設計図書等に記された建材と現場で使用されている建材との整合性を確認するため、被災による障害を除去した後、必ず目視調査等による判断及び、必要に応じ分析調査等による判定を実施する。

表 5.2 参考図書

1.	建築物解体工事共通仕様書（平成 24 年版）・同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 一般社団法人公共建築協会
2.	建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6 環境省水・大気環境局大気環境課
3.	石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2. 10 版] 平成 29 年 3 月 厚生労働省
4.	新石綿技術指针对応版（平成 26 年施行）石綿粉じんへのばく露防止マニュアル 建設業労働災害防止協会
5.	建築物石綿含有建材調査マニュアル 平成 26 年 11 月 国土交通省
6.	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル（平成 18 年 3 月） 廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会 平成 18 年 6 月 12 日 環廃対発第 060609003 号

3.2 解体等事前調査における立入可否の判断

『2.2 被災による障害と対応』に従い、立入可否の判断を行う。

3.3 「立入可」の場合の対処

【実施事項】

解体等工事の工事受注者又は自主施工者は、平常時と同様に目視調査等による判断（現地調査）を実施すること。

建築物全体における障害が除去できない場合においても、安全を確保できることを前提に、障害の除去が可能な範囲については「立入可」として調査を実施すること。

【解説】

建築物等の補強や、周辺の危険建築物の撤去等により、障害が除去された場合は、建築物等への立入が安全に行えると判断された範囲について、平常時と同様に目視調査等による判断を行う。

3.3.1 目視調査等による判断

【実施事項】

建築物等では、部位又は使用目的により、一様な建材等が使われていない可能性があるため、事前調査は建築物等に使用されている建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握できるように行うこと。

また、設計図書等による判断がなされている場合は、目視調査等による判断と結果が一致しているかどうか確認すること。

【解説】

目視調査等による判断においては、石綿の施工範囲・面積、厚さ、周辺の状況等、石綿の除去・処分に当たって必要な情報も併せて確認する。

また、設計図書等による判断結果は、改修等により現地の状況と異なる可能性があるため、必ず確認を行うこと。

吹付け材については、目視により石綿の含有の有無を判定することはできないため、設計図書等に石綿ありの情報がない場合には、分析調査等による判定を行う必要がある。

なお、成形板においては、裏面、小口等に製造メーカー・商品名・不燃番号・JIS番号・ロット番号等使用材料の詳細な情報が記されている場合があるので判断の参考となる。ただし、すべての製品に示されていないので留意が必要である。JIS製品の表示については、『「アスベストデータベース」に関連する日本工業規格の変遷』に整理されている。

3.3.2 分析調査等による判定

【実施事項】

設計図書等による判断及び目視調査等による判断により、石綿の有無が明らかにならなかったものは、必要に応じて分析調査を行い、石綿の有無を判定する。

【解説】

設計図書等による判断及び目視調査等による判断で石綿含有の有無が判定できない場合は、石綿障害予防規則第3条第2項ただし書き（※5-1）に基づき対処する場合を除き、分析により石綿の有無を判定する。

分析調査の参考となるマニュアル等を表5.3に示す。

(※5-1) 石綿障害予防規則第3条のただし書きについて（太字下線部分）

<p>石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）（抜粋） （事前調査）</p> <p>第三条</p> <p>事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>一 建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）</p> <p>二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業</p> <p>2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。<u>ただし、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。</u></p>

表 5.3 分析調査の参考となるマニュアル等

1.	<p>アスベスト分析マニュアル【1.11版】 平成29年6月 厚生労働省</p>
2.	<p>建材中の石綿の分析方法について 平成18年8月21日基発第0821002号 平成28年4月13日最終改正 厚生労働省労働基準局長</p>
3.	<p>建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について 平成26年3月31日基安化発0331第3号 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長</p>

3.4 「立入不可」の場合の対処

【実施事項】

解体等工事の工事受注者又は自主施工者は、被災により建築物等のすべて又は一部区画への「立入不可」と判断した場合、当該建築物等の「立入不可」となる範囲における解体は、「注意解体」として石綿の飛散防止に努めること。

また、特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等（『表 5.4 石綿の飛散防止に関する要注意箇所』参照）について「注意解体」を実施する場合は、関係機関と協議を行うこと。なお、石綿含有仕上塗材の除去については、特定建築材料に該当する場合に

は届出が必要となるが、事前の協議の対象とはしない。

【解説】

安全等の問題から「立入不可」と判断した場合、その解体は「注意解体」とする。

目視調査等による判断の実施によって、石綿の使用状況を完全に把握した後に解体等を実施することが原則であるが、災害時においては建築物等の倒壊・損壊に伴う危険性の増大、物理的障害によって、調査が困難となる場合があることが予想される。

この際、「立入不可」となる範囲については、結果として石綿の使用の有無が不明のまま、解体等を実施することとなる。従って、この範囲には、建築物等によっては（表 5.4 参照）、届出の対象となる特定建築材料が存在する可能性があるため、届出に先立ち事前に協議を行うこと（『5. 協議・届出』参照）。

3.4.1 要注意箇所の調査

【実施事項】

解体等工事の工事受注者又は自主施工者は、被災による障害により当該建築物等への「立入不可」と判断した場合においても、発じん性の高い吹付け石綿及び保温材に関しては可能な限り把握すること。

工事開始当初把握できないものであっても、解体の進行とともに実施可能となるよう作業工程を調整し、調査が可能となった時点において当該箇所を調査すること。

【解説】

立入が困難な場合においても、協議の実施に先立って吹付け石綿等、発じん性の高いものについて、可能な限り、その施工状況等を把握すること（※5-2）。

調査は安全を優先するものとする。ただし、現時点において実施できなくても、解体の進行とともに実施可能となるよう作業工程を調整し、調査が可能となった時点において当該箇所を調査する等して、安全への配慮と石綿の飛散防止の両立を図ること。

石綿の飛散防止に関する要注意箇所を表 5.4 に示す。

表 5.4 石綿の飛散防止に関する要注意箇所

木造	寒冷地では、結露の防止等の目的で吹付け材を使用している可能性があるため、木造建築物においては、「浴室」、「台所」及び「煙突周り」を確認する。
S 造	耐火被覆の確認を行う。 設計図書等による判断において石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆は施工されていれば鉄骨全面に施工されているはずなので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
S 造及び RC 造	機械室（エレベーター含む）、ボイラー室、空調機室、電気室等に、吸音等の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性がある高いので確認する。
建築設備	空調機・温水等の配管、煙突等のライニング等について可能な範囲で把握する。

(※5-2) 【参考】 要注意箇所への調査における安全配慮について

- ・倒壊建築物を外部から確認するには、双眼鏡等を用いると有効である。
- ・梁等の高所に用いられている吹付け材を採取する際には、不要な飛散を招かないようにする観点から、足場の設置等により採取時の作業性を確保した上で行うことが望まれるが、解体対象建築物には現に利用者がいないことや損壊建築物内での採取時の安全確保を考慮し、市販の高枝切りバサミを改良し、吹付け材をつまめるようにして採取することが考えられる。その場合、薬液散布用のスプレーを取り付けられる製品を用いて、飛散防止の薬液等を散布してから試料採取をする。
- ・倒壊部分の内部調査を行う場合には、配管調査用のファイバースコープを用いることも検討することが望ましい。

3.5 木造家屋の解体等事前調査における留意点

3.5.1 木造家屋における石綿含有建材の施工箇所等

木造家屋については、発じん性の高い石綿含有建材（吹付け石綿、吹付けロックウール及び石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材）の使用の可能性は少ないが、石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等が使用されている可能性があるため、災害時には、これらの建材への対応が中心となる。

ただし、木造家屋でも、表 5.4 に示した寒冷地の家屋での「浴室」、「台所」及び「煙突周り」のほか、木造車庫の屋根裏や鶏舎等の板金屋根や壁、寒冷地のプレハブハウスのパネルの裏側等の断熱用に石綿含有断熱材が使用されていた事例があるため、注意が必要である。

木造家屋等を「注意解体」する場合は、石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等が使用されている建物とみなして散水等飛散防止対策を講じた上で解体を行い、石綿含有成形板等の使用が確認された場合は、可能な限り切断や破砕は行わず、湿潤化後に手作業によって丁寧に取り外すこと。

発じん性の高い石綿含有建材が見つかった場合は、工事を中断し、関係機関との協議及び届出（『5. 協議・届出』参照）を行うこと。

また、特定建築材料に該当する石綿含有仕上塗材が新たに発見され、除去を行う場合には、工事を中断し、届出を行うこと。

3.5.2 一般家屋の解体等事前調査における調査票の様式例

熊本地震において一般家屋の解体等事前調査に使用した調査票の様式例について、参考にした（※5-3）。

(※5-3) 【参考】一般家屋についての事前調査調査票の様式例

【一般家屋解体前アスベストチェックリスト】※解体現場に本リスト写しを渡すこと

【別添】

指示No.: ○○○○○		建物名:				
調査実施者(会社名): (株)○○建設 担当者名		[TEL: - - /FAX: - -]				
調査者名: ○▽太郎 保有資格 石綿作業主任者技能講習終了者及び石綿除去経験者、調査者名: □□二郎 保有資格 アスベスト診断士						
工事場所: ○○町○丁目△-□		調査日時: 平成 年 月 日 : ~ :				
対象家屋等所有者名:		調査に要した時間: 時間				
工期: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		石綿使用面積: m ²				
建築物等の構造	☑木造 □コンクリートブロック造 □その他 (具体的に記入:)		石綿の有無判定の方法をチェック。			
建築物等の概要	建築物等の施工年 年					
設計図書	①・無					
確認部位 (※化粧板等の裏面も確認のこと。)		石綿の有無の確認方法 (該当箇所をチェック)				
玄関	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
床	タイル	有	無	☑	☐	☐
壁	ベニヤ板	有	無	☑	☐	☐
天井	ジブトーン	有	無	☑	☐	☐
中廊下・階段室	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
床		有	無	☐	☐	☐
壁		有	無	☐	☐	☐
天井		有	無	☐	☐	☐
トイレ	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
床		有	無	☐	☐	☐
壁		有	無	☐	☐	☐
天井		有	無	☐	☐	☐
脱衣室	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
床		有	無	☐	☐	☐
壁		有	無	☐	☐	☐
天井		有	無	☐	☐	☐
浴室	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
床		有	無	☐	☐	☐
壁		有	無	☐	☐	☐
天井		有	無	☐	☐	☐
ダイニング	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
床		有	無	☐	☐	☐
壁		有	無	☐	☐	☐
天井		有	無	☐	☐	☐
キッチン	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
床		有	無	☐	☐	☐
壁		有	無	☐	☐	☐
天井		有	無	☐	☐	☐
居室①	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
床		有	無	☐	☐	☐
壁		有	無	☐	☐	☐
天井		有	無	☐	☐	☐
居室②	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
床		有	無	☐	☐	☐
壁		有	無	☐	☐	☐
天井		有	無	☐	☐	☐
居室③	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
床		有	無	☐	☐	☐
壁		有	無	☐	☐	☐
天井		有	無	☐	☐	☐
居室④	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
床		有	無	☐	☐	☐
壁		有	無	☐	☐	☐
天井		有	無	☐	☐	☐
外装材	使用建材製品名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
外装壁材	石膏板	有	無	☐	☐	☐
軒天井	ケイ酸カルシウム板	有	無	☐	☐	☐
屋根材	化粧スレート	有	無	☐	☐	☐
建築用仕上塗材	使用なし	有	無	☐	☐	☐
その他(部位名)		有	無	☐	☐	☐
[災害廃棄物(剥離・落下建材等)] ※下記に確認された場所を記載						
床	建材名	石綿	設計図書	目視	分析	その他(具体的に)
入口	サイディング	有	無	☐	☐	☐
庭	ケイ酸カルシウム板	有	無	☐	☐	☐

※レベル3の場合は、「その他(具体的に)」の欄にレベル3と記載すること

※参考>アスベストの確認方法についてのマニュアル等を下記に紹介しています。

- 1) 石綿(アスベスト)含有建材データベースについて 国交省[<http://www.asbestos-database.jp/>]
- 2) 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル第3章 石綿に関する事前調査等 p18~p53; 建設業労働災害防止協会
- 3) 現場におけるアスベスト建材の識別資料「目で見るアスベスト建材」第2版 国交省[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html]
- 4) 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(2014.3)第3章3-5石綿有無の判定 P52~ [http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html]; 環境省

レベル3の石綿含有成形板が使用されていた場合は“有”とし、その他の欄にレベル3建材である旨を記載

※熊本県提供資料に一部加算

4. 作業計画

4.1 作業計画について

【実施事項】

解体等工事の工事受注者又は自主施工者は、解体等事前調査の結果に基づき、作業計画を作成すること。

【解説】

解体等事前調査の結果、石綿含有建材が確認された場合には、石綿の飛散防止措置を盛り込んだ解体等工事の作業計画を作成すること。

また、被災により「立入不可」と判断した場合、建築物等によっては（表 5.4 参照）、届出対象となる石綿があるものとして作業計画を作成し協議に臨むこと。

協議は、大気汚染防止法に係る指導官庁である都道府県（政令により委任されている市については、市）及び、石綿障害予防規則に係る指導官庁である労働基準監督署等と行うこと。

解体等工事においては、労働安全衛生法に基づく危険防止措置を遵守すること。また、石綿がない場合であっても、一定の作業には安全に係る作業計画の作成が必要となる（『第7章 解体等工事における石綿の飛散防止 表 7.1 災害時の建築物等解体工事における安全確保の参考となる指針等』参照）。

4.2 「立入可」の場合の作業計画

【実施事項】

解体等工事の工事受注者又は自主施工者は、立入可能と判断した範囲において、障害除去後、平常時と同様の作業計画を作成する。

【解説】

被災による障害を除去した場合は、「平常時の解体」を行うことが可能であることから、平常時と同様の作業計画を作成する。

4.3 「立入不可」の場合の作業計画（「注意解体」の作業計画）

【実施事項】

解体等工事の工事受注者又は自主施工者は、被災による障害により当該建築物等への「立入不可」と判断し「注意解体」とした場合、作業計画には、石綿飛散防止措置及び解体中の事前調査計画を盛り込むこと。

【解説】

現状では立入困難な場合においても、解体・撤去の進行に伴って立入が可能となる場合がある。作業計画の策定に当たっては、障害の除去に主眼をおき、立入可能となった段階において石綿施工の不明箇所について調査を行うことを盛り込み、石綿の飛散防止に努めること。

また、解体中も安全に施工可能な範囲で事前調査を実施し、極力事前調査後に解体等を実施する計画とすること。なお、不明箇所において、特定建築材料に該当する石綿が発見され

た場合には、その都度関係届出機関への速やかな報告、作業計画の見直し及び協議を行うこと。

作業計画におけるチェックポイント（参考）を表5.5に示し、「注意解体」の実施事項に関しては、『第7章 2.2「立入不可」の解体における飛散防止措置（「注意解体」の飛散防止措置）』に示した。

表 5.5 「注意解体」の作業計画におけるチェックポイント（参考）

	ポイント
1.	解体等事前調査を行っていない範囲からの解体は極力避けること。
2.	除去可能な危険要因がある場合、危険の除去から始め、解体等事前調査の可能範囲を広げられるよう努めること（たとえば、瓦の除去等）。
3.	解体を周辺部分から行う等の措置によって、解体等事前調査の可能範囲を広げられるように努めること。
4.	危険要因の除去及び周辺部分からの解体等によって調査可能範囲を広げた場合、調査を実施し、調査結果に基づき作業計画の修正を行うことを、作業計画に盛り込むこと。
5.	石綿除去方法の選択は、次の優先順で選択されていること。 優先順1 必要に応じた補強の実施後、平常通り石綿を事前に除去 優先順2 周辺部分から「注意解体」し、安全確保後に石綿除去 優先順3 適切な飛散防止措置を施し、解体・分別
6.	第7章の『表7.4「注意解体」における石綿飛散防止措置等』の実施事項を満たしていること。
7.	解体中の新たな特定建築材料に該当する石綿発見時の対応について記載されていること。 (関係届出機関への即時報告と計画の再協議及び修正)

なお、法令に定める措置として、大気汚染防止法施行規則別表第7の3に「人が立入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業」において講ずべき飛散防止措置を、「作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。」と定めている。(※5-4)。

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」より参考とすべき部分の抜粋を以下に示す(※5-5)。

(※5-4) 大気汚染防止法施行規則 別表第7

大気汚染防止法施行規則 (抜粋)

(昭和四十六年六月二十二日 厚生省・通商産業省令第一号)

(中略)

別表第七 (第十六条の四関係)

一	令第三条の四第一号に掲げる作業(次項又は三の項に掲げるものを除く。)	(省略)
二	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、令第三条の三第二号に掲げる建築材料を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの(次項に掲げるものを除く。)	(省略)
三	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
四	令第三条の四第二号に掲げる作業	(省略)

(※5-5) 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」(抜粋)

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」

2.4 作業基準 (12) 「これと同等以上の効果を有する措置」より一部抜粋

(立入り困難な場合)

- ・薬液等を散布しつつ解体を行う。
- ・建築物の周辺を養生シートで覆う。

(建築物の内部からのあらかじめの除去が困難な場合)

- ・解体作業と並行し、部分的な隔離等の対策を施しながら特定建築材料を除去する。

5. 協議・届出

5.1 協議

【実施事項】

解体等工事の工事発注者又は自主施工者（石綿障害予防規則の場合は事業者）は、被災により特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等（『表 5.4 石綿の飛散防止に関する要注意箇所』参照）の全体又は一部区画を「立入不可」と判断し、その解体を「注意解体」とした場合、事前（石綿障害予防規則の場合は届出時）に関係機関と協議を行うこと。

【解説】

被災による障害により特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等（『表 5.4 石綿の飛散防止に関する要注意箇所』参照）の全体又は建築物等の一部区画を「立入不可」と判断し、その解体を「注意解体」とした場合、可能な限り設計図書等による判断を実施し、大気汚染防止法に係る指導官庁である都道府県（政令により委任されている市については、市）及び石綿障害予防規則に係る指導官庁である労働基準監督署と協議を行い、適切な作業計画及びその実施によって、石綿の飛散防止に努めることとする。

協議に当たっては、現地の位置図や現場写真のほか、建築物等の構造図・見取り図により、立入不可の範囲を明確にした資料を作成しておくこと（参考資料4）。事前調査結果報告書は、可能な範囲（※）で作成する（参考資料3）。また、発じん性の高い吹付け石綿が使用されている可能性の高い「要注意箇所」については、確認状況を別途整理しておくことが望ましい（参考資料4）。

※調査期間、調査責任者、物件の概要、調査対象材料、調査方法、立入可の範囲における調査結果等

協議用の資料の例を表 5.6 に示す。

表 5.6 協議用の資料の例

資料の種類	例
1 現地の位置図（住宅地図等）	参考資料4 図 R4.1
2 現場写真（周辺4方向以上）	参考資料4 図 R4.2
3 建築物等の構造図（立入不可範囲の明示）	参考資料4 図 R4.3
4 事前調査結果報告書	参考資料3
5 要注意箇所の調査結果（『3.4.1 要注意箇所の調査』参照）	参考資料4 図 R4.4
6 作業計画（『4.3 「立入不可」 の場合の作業計画』参照）	-

5.2 届出

解体等事前調査により、特定建築材料の使用が確認された場合は、解体等工事の発注者は大気汚染防止法の規定に基づく届出を行う必要がある。石綿含有成形板等（レベル3建材）の除去作業については、大気汚染防止法の届出の対象とならないが、自治体によっては条例の規定で届出が必要な場合があるので、留意すること。

また、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則においては、解体等を行う事業者に対して建設工事計画届又は建築物解体等作業届の届出義務が規定されている。

なお、建築物の解体等に際しては、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律や、建築基準法の規定による届出が必要となる場合があるので留意すること。

石綿含有建材の除去作業の届出に係る法令の規定を表 5.7 に示す。

表 5.7 石綿含有建材を使用した建築物の解体等の届出に係る法令の規定

根拠となる法令等		届出名称	届出先	届出期限	届出義務者
大気汚染防止法	第 18 条の 15 第 1 項	特定粉じん排出等作業実施届出書	都道府県知事・政令市長等	14 日前 ^{注 1)}	解体等工事発注者 又は自主施工者
労働安全衛生法	法第 88 条第 3 項 労働安全衛生規則 第 90 条、第 91 条	建設工事計画届 ^{注 2)}	所在地を管轄する 労働基準監督署長	14 日前	事業者 ^{注 3)}
	法第 100 条 石綿障害予防規則 第 5 条	建築物解体等作業届		作業前	事業者 ^{注 3)}

備考 その他、条例に規定がある場合は、別途届出が必要になる場合がある。

注 1) 災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、速やかに届出を行うこととしている。

2) 耐火建築物・準耐火建築物における吹付け石綿の除去に適用される。

3) 労働安全衛生法第 2 条において、事業を行うもので、労働者を使用するものと定められている。石綿作業の施工者のほか、元請が届出を提出することも可能とされている。

6. 解体等工事発注時の留意事項

被災建築物等の解体等工事の発注者は、発注に当たっては以下の事項に留意すること。

- (1) 解体等工事の発注者は、工事受注者が行う事前調査や工事の施工方法、工期、工事費等について、法令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない（大気汚染防止法第18条の17第2項、第18条の20、労働安全衛生法第3条第3項、石綿障害予防規則第9条）。

「注意解体」を実施する場合、解体作業の進行とともに新たな石綿含有建材が確認され、コストが増大する場合があるが、この際に石綿飛散・ばく露防止に係る経費が行き渡らないと、石綿の存在を隠蔽する誘因となる。そのため、変更契約の実施、石綿飛散・ばく露防止に係る経費の別積算等必要な措置を講じることが必要である。

- (2) 災害により多数の被災建築物が倒壊・損壊した場合は、早期復旧のため、解体工事が専門ではなく、石綿に関する知識を十分に有していない事業者が解体を実施する可能性がある。解体を発注するに当たっては、石綿の飛散・ばく露防止及び廃棄物の適正処理に関する事項について、仕様書に明記する必要がある。

大規模災害時には、災害等廃棄物処理事業（※）の中で、市町村発注の公費解体が実施される場合があるが、この場合には、(1) (2) に加え、以下に留意すること。

- (3) 災害時には、解体等事前調査が同時並行的に行われることから、被災地近傍のみでは専門機関を十分に確保できないおそれがある。

そのため、市町村（公費解体の発注担当部署）は、吹付け石綿（レベル1建材）以外の建築材料について、石綿ありとみなして対応することも検討すべきである。また、例えば石綿を使用している可能性の高い建築物等について、事前調査を専門に行っている資格者による調査を仕様条件として規定する等、人的資源を効率的に分配することも検討が必要である（具体例：第12章の※12-2の仕様書例2（1）のエとオ）。

東日本大震災では、解体等工事を「解体等事前調査」、「石綿の除去」、「躯体等の解体」のように工程ごとに分け、それぞれの専門業者に実施させた事例がある。このような分割発注を行う場合、石綿含有建材に係る情報（立入不可等により調査未了となっている箇所の情報を含む。）が業者間で確実に伝達されるよう、特に注意すること。

また、東日本大震災や熊本地震では、石綿作業主任者の技能講習を追加で開催することにより、石綿作業を行う資格を有する者を確保する対策が講じられた。

※災害等廃棄物処理事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条の規定に基づき、市区町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした事業。

7. 法令等抜粋(参考)

大気汚染防止法(抜粋)

大気汚染防止法(昭和四十三年六月十日法律第九十七号)(抜粋)

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第十八条の十七

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。)の受注者(他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第二十六条第一項において同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者(第二十六条第一項において「自主施工者」という。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第一項及び前項の規定による調査を行つた者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

※下線は解体等事前調査に関する規定

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十八条の十五

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)の発注者(建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。以下同じ。)又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者(次項において「特定工事の発注者等」という。)は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 特定工事の場所

- 四 特定粉じん排出等作業の種類
- 五 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 七 特定粉じん排出等作業の方法
 - 2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第十八条の十七

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第二十六条第一項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- 2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。
- 3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第二十六条第一項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定による調査を行つた者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(作業基準の遵守義務)

第十八条の十八

特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十八条の十九

都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作

業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(発注者の配慮)

第十八条の二十

特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

石綿障害予防規則（抜粋）

石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）（抜粋）

(事前調査)

第三条

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくなければならない。

一 建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておくなければならない。ただし、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

3 事業者は、第一項各号に掲げる作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 第一項の調査（前項の調査を行った場合にあつては、前二項の調査。次号において同じ。）を終了した年月日

二 第一項の調査の方法及び結果の概要

(作業計画)

第四条

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止する

ため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

- 一 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業
- 二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
- 二 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- 三 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(石綿等の使用の状況の通知)

第八条

第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

労働安全衛生法

労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）（抜粋）

(定義)

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 労働者

労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

三 事業者

事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

三の二 (略)

四 (略)